うまい話にだまされないで！
～身近な悪質商法のあれこれ～

悪質な業者による消費者被害が後を絶ちません。市内でもさまざまな悪質商法に関する相談が寄せられています。

悪質な業者から自分の身を守るためには、だましの手口を知り、「プレゼントする」「無料でできる」「お金がもうかる」などの甘い言葉には絶対にのらないことが大事です。

特にトラブルの多い悪質商法を紹介しますので、消費者の皆さんは、被害にあわないように十分注意してください。

◆点検商法

水質点検、床下点検などと称して訪問し、言葉たくみに不安をあおって、商品やサービスを契約させる商法。

〔対処方法〕
・「無料」「格安」などの甘い言葉には用心する。
・突然の訪問者には警戒し、不審に感じたら断る。
・その場では絶対に契約しない。
・クーリング・オフができる（契約書面を受け取った日から８日以内）。

◆架空請求

手紙、はがき、電子メールなどで見覚えのない代金など、架空の請求を行ってくる商法。

「督促手続」「少額訴訟手続」を悪用する手口などがあります。

〔対処方法〕
・安易に支払わず、送信元には一切連絡しない。
・請求内容を確認し、証拠は保存しておく。
※県立消費生活センターでは、架空請求の業者名をホームページで公表しています。
※裁判所名の入った文書は、確かに裁判所から送付された文書であるかどうかを、必ず電話帳などで確認した裁判所の電話番号に問い合わせてください。

◆かたり商法

水道局や消防署などの公的機関や有名な企業の職員であるかのように装い、商品を売りつける商法。

消火器・浄水器・電話工事・水道工事を契約させる手口などがあります。

〔対処方法〕
・身分証明等の提示を求め、連絡先を聞き出して事実を確認する。
・クーリング・オフができる（契約書面を受け取った日から８日以内）。
※公的機関が訪問販売することはありません。

◆催眠商法（ＳＦ商法）

チラシや無料引換券を配ったり、「新商品の紹介」などと言ったりして、閉めきった会場に人を集め、日用品等を無料で配るなどして得した気分にさせ（一種の催眠状態）、最終的に非常に高額な商品（布団類、電気治療器、健康食品など）を売りつける商法。

〔対処方法〕
・「無料」「プレゼント」などの甘い言葉には用心する。
・誘いを受けても会場には行かない。
・クーリング・オフができる（契約書面を受け取った日から８日以内）。

◆送りつけ商法（ネガティブ・オプション）

注文していないものが、

一方的に送られてきて、購入しなければならないものと勘違いをさせて支払わせる商法。

皇室写真の送りつけや障害者支援などの福祉目的をうたった手口などがあります。

【対処方法】

・14日間（業者に引き取り請求した場合は7日間）保管し、その後は自由に処分して問題ない。

・商品を送り返す場合は、着払いでかまわない。

※代金引換配達は、受取拒否ができます。いったん支払ってしまうと取引成立と見なされますので、受け取りの際に必ず事実を確かめてください。

◆資格商法

資格講座の受講を執拗に勧誘する商法。

「簡単に国家資格が取れる」「就職に有利になる」などと言って講座の契約や教材の購入を迫る手口などがあります。

最近では、過去に資格商法の被害にあった契約者の名簿を利用して、新たに契約を迫る二次勧誘の被害も増えています。

【対処方法】

・不要であればきっぱりと断る。

・あいまいな返答は禁物。

・電話勧誘販売の場合はクーリング・オフができる（契約書面を受け取った日から8日以内）。

※社会的に認められた価値のある資格は、簡単な講習を受けるだけで取得できるものではありません。

㊝ったときの強いみかた！ クーリング・オフ

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、定められた期間内であれば、消費者は一切の負担なく、申込の撤回または契約の解除ができる権利です。

※すべての契約に適用できるものではありませんのでご注意ください。

《信販会社あて記載例》

通知書

私は次の契約を解除します

契約年月日　平成○年○月○日

商　品　名　○○○○○

契約金額　○○○○○円

販売店名　○○○会社　○○○営業所

販売店住所　○○○○○

平成○年○月○日

（契約者住所）高知県香美市○○○町○○○番地

（契約者氏名）○○　○○

《販売店あて記載例》

通知書

私は次の契約を解除します

契約年月日　平成○年○月○日

商　品　名　○○○○○

契約金額　○○○○○円

販売担当者　○○　○○　氏

私が受け取った商品を貴社の費用でお引き取りください

私が支払った代金○○○○○円を至急返金してください

平成○年○月○日

（契約者住所）高知県香美市○○○町○○○番地

（契約者氏名）○○　○○

【手続について】

・必ず書面（発信日が大事ですので、証拠を残すために、内容証明郵便が最も確実です）で通知する。

・クレジット契約をしている場合は、販売店と信販会社の両方に出す。

・ハガキで通知する場合は、両面をコピーし、「簡易書留」か「配達記録郵便」で出す。

※内容証明用紙の本人控え（ハガキの場合はコピーしたもの）、郵便局の受領書、契約書面等は証拠として保管しておいてください。

消費者トラブル相談窓口

商品の購入やサービス提供の契約などをした後に不安になったり、だまされたと思ったりすることがあれば、一人で悩まずできるだけ早くご相談ください。

【問い合わせ先】

・商工観光課
☎53－1084

・県立消費生活センター
☎088－824－0999